

研修の体系化に向けて必要と考えている取組や視点

1 現状と問題意識

芦屋市の福祉関係部署に携わる行政職員および高齢者や障がいのある人等の支援に携わる職員は、各機関や個人的に必要なと思われる研修に参加し、知識を得ている。

権利擁護においては、行政(福祉部門)、専門機関の初任者向け研修は固定化して実施しているものの、その他の研修はその時々状況やニーズに応じて実施していることから、一貫性をもって必要な知識を習得できる体系にはなっていない。

経験年数や、所属機関別に習得すべき知識や、他機関で実施しているもの、芦屋市独自に実施する必要があるものを整理したうえで、体系的に研修を実施、受講できる体制を整備する必要がある。

2 研修の体系化に向けて必要と考えている取組や視点

(1)「権利擁護」として習得を望む内容の整理・確立

これまでの研修の目的としてきていること

- ア 「権利擁護」の考え方の浸透および醸成
- イ 本人の意思決定に基づいたチーム支援ができるように
- ウ 芦屋市の虐待対応への理解、早期発見・対応ができるように
- エ 虐待防止の推進

(2)現在の研修受講状況等の整理分析

① 各専門機関において受講している研修の状況の確認・整理

各専門機関が何を「ねらい」として研修を受講しているのか、これまでの研修の受講状況を把握し、それぞれの強み、苦手分野、ニーズ等を整理。

※現時点で地域包括支援センターへの聞き取り調査を実施しており、引き続き関係専門機関の状況を確認する予定

② 相談支援において習得が望まれる内容や知識の習得時期の整理

例:権利擁護支援の基本的な考え方の理解と知識の醸成

- ・相談・支援の基本:傾聴の姿勢、アセスメント力向上等
- ・各分野における対象者の理解:高齢者、障がいのある人、子ども
- ・利用可能な社会保障制度等の基本的知識

例)介護保険制度、障がい福祉サービス、生活困窮者自立支援制度、生活保護法、成年後見制度等

③ 権利擁護支援として行う研修と各専門分野で行う研修(内部・外部研修)の整理

①、②の情報整理をもとに、市として権利擁護支援に必要な研修を整理

(3)関係者間のネットワークづくり、関係性の構築

- ・全ての知識を習得していなくても、「相談先を知っている」「関係性がある」ことで支援の協働により対応できることもあることから、関係者間のネットワークづくり、関係性の構築も必要
- ・重層的支援体制整備事業における多機関協働の考え方とも重複するため、双方の視点から、ネットワークづくりに寄与する研修企画を検討

3 その他

研修には「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」をはじめとした、既存のマニュアル等の活用を意識し、ハンドブックやマニュアルを身近なものとして活用できるように工夫していく。